

一般建築物石綿含有建材調査者講習

～開催のご案内～

2023年10月1日以降に建築物の解体又は改修作業を行うときは、法令により建築物石綿含有建材調査者による石綿事前調査が必要となります。本講習を受講し、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

開催日	開催日程表よりご確認ください
講習時間	2日間 ※会場により講習時間が異なります。開催日程表をご確認ください。
会場	日程により講習会場が異なります。詳しくは開催日程表をご確認ください。
受講料	会員 40,000 円 / 非会員 45,280 円 (税・テキスト代込み) 講習初日 7 営業日前を過ぎますと、キャンセル・変更・受講料等の返金はできませんので、ご了承ください
受講資格	受講資格一覧表のいずれかの条件を満たすこと
修了審査	筆記試験 90 分 「60%以上」の得点をもって合格。 不合格の場合は、受講日の属する年度の翌々年度の3月末までに限り再試験可(有料 5,500 円/回)
申込方法	①電話(052-882-3909)にて受講希望日を伝え、予約をお取りください。 ②受講申込書を作成し、証明書と一緒に FAX またはメール(原本が必要な書類は郵送)にて送付ください 送付先【FAX】052-883-3586 【Mail】ホームページの「問い合わせ」から申込書と証明書を添付してお送りください 【郵送】〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町 8-9 名古屋東労働基準協会 ③請求書と受講票を郵送にて送付いたします。受講料は振込期日までにお支払い願います。

[主催・問い合わせ]

愛知労働局長登録機関 登録番号 第1485号

名古屋東労働基準協会

〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町 8-9

TEL 052-882-3909 Fax 052-883-3586

名東協会 石綿 で検索 <https://www.meito-roukyo.jp>

受講区分	受講条件	実務経験	(3) 提出証明書	
			申込時(全て必要)	講習当日
Ⓐ	石綿作業主任者技能講習(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八第二十三号)を修了した者(実務経験年数不問)		修了証の写し(表裏両面)	原本持参
Ⓑ	特定化学物質等作業主任者技能講習(労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第八号)に規程する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号)を修了した者	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数5年以上	①修了証の写し(表裏両面) ②実務経験証明	原本持参
Ⓒ	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数2年以上	①卒業証明書(原本) ②履修科目証明書(原本) ③実務経験証明	
Ⓓ	学校教育法による短期大学(就業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	卒業後の建築に関する 実務経験年数3年以上		
Ⓔ	「D」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数4年以上		
Ⓕ	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数7年以上		
Ⓖ	「C~F」に該当しない者(学歴不問)	卒業後の建築に関する 実務経験年数11年以上		
Ⓕ	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関わる者	実務経験年数2年以上	①辞令の写し ②実務経験証明	
Ⓖ	第1種作業環境測定士または第2種作業環境測定士	実務経験5年以上	①登録証(表裏両面)または、修了証の写し ②実務経験証明	原本持参
Ⓖ	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官又は産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者(労働安全衛生法第九十三条第1項)		①証票または辞令の写し ②実務経験証明	
Ⓖ	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数2年以上	①辞令の写し ②実務経験証明	